

議案第17号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月4日提出

日野町長 景山享弘

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 町長は、町の行政組織に関する法令、条例、規則及び町の機関の定める規程の趣旨に従い及び前条第3項の規定に基づく分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2~5 略</p> <p>6 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。 <u>以下この項において同じ。)</u>を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳を超える職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8~10 略</p> <p>11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p><u>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条</u></p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 町長は、町の行政組織に関する法令、条例、規則及び町の機関の定める規程の趣旨に従い及び前条第3項の規定に基づく分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2~5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>8~10 略</p>

第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)～(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～エ 略

(3) 略

3～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)～(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

ア～エ 略

(3) 略

3～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤

勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした後に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるは、「100分の100」とする。

3及び4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員にあっては、別に定める時間数）を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員にあっては、別に定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間数」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に別に定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定

務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした後に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるは、「100分の100」とする。

3及び4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定

める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、
期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の65、12月
に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額に、基準日以
前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる
区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4 略

5 略

6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれら
の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準
日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それ
ぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日
前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当し
て同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(別に定
める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準
に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任
命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲
げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超
えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職、若しくは失職
し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は

める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

3 略

4 略

5 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれら
の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準
日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それ
ぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日
前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当し
て同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(別に定
める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準
に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任
命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の
職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職
し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは
失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において
受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得
た額の総額を超えてはならない。

死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用の職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3~5 略

(再任用職員についての適用除外)

第27条 第9条、第10条、第10条の2、第11条の2及び第25条の規定は再任用職員には適用しない。

(委任)

第28条 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

3~5 略

(委任)

第27条 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。